

埼玉賢人会議設置要綱

（設置目的）

第1条 埼玉県における政策の推進や政策形成等に新たな発想を取り入れ、職員の資質向上を図るため、各界での経験が豊富な有識者と意見交換を行うことを目的とした懇話会として、埼玉賢人会議（以下「賢人会議」という。）を設置する。

（所管事項）

第2条 賢人会議は、埼玉県が直面する2つの歴史的課題「人口減少・超少子高齢社会への対応」と「激甚化・頻発化する災害、危機対応」を踏まえて埼玉県の将来や今後の施策について意見交換を行うものとする。

（構成員）

第3条 賢人会議は、知事及び知事が選任した者をもって構成する。

2 構成員の任期は、2年以内とする。

3 構成員の再任は妨げない。

（座長）

第4条 賢人会議の座長は、知事をもって充てる。

2 座長は、必要があると認められるときは、知事が構成員以外の者の出席を求めることができる。

（賢人会議）

第5条 賢人会議は、座長が招集し、主宰する。

2 賢人会議の議事及び検討内容は原則公開とする。ただし、賢人会議が公開しない旨を決定したときは、この限りではない。

（謝礼金の支払）

第6条 座長は、賢人会議に出席した者に対し、謝礼金を支払うことができる。

（事務局）

第7条 賢人会議に事務局を置き、その事務は、統括参事において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、賢人会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和7年4月18日から施行する